

# シリーズ町の課題 vol.4 住まいの「終活」!



## わが家と実家の「現状把握」と「将来への備え」

**終活**とは「**終**わりのための**活**動」の略。わが家や実家の終活について考えてみましょう。

### 話し合しましょう! 住まいの将来を!

住まいを将来どうするか?所有者の入院や施設入所、亡くなってしまうなどの理由により、わが家や実家が「空き家」になった際のことを、あらかじめ考え身近な人と共有しておきましょう。また、将来的なトラブルを防ぐために相続と登記の状況を確認することも大切です。

#### <話し合う内容>

- 誰が、何を、どう相続するのか。
- 相続人がどのように所有(使用)していくのか。
- 墓、仏壇、位牌や神棚をどうするか。
- 家の売却や賃貸、管理、解体について。

#### <確認する内容>

- 登記の確認…法務局へ
- 相続登記の相談…司法書士へ

### こんな時は…

#### 成年後見制度について

所有者が認知症などによって住まいの管理や適切な判断をすることが不十分になった場合は、後見人を選任することで財産管理などの法律行為を代理で行うことができます。成年後見制度については保健福祉課福祉係までお問い合わせください(0241-84-7010)

#### 既に活用予定のない不動産を所有している場合

まずは相続と登記の状況を確認しましょう。不動産の活用や処分については早めの対策(賃貸・売却・解体など)をお勧めします。早めの対応により維持管理の負担や親族の負担が軽減されます。

### 片付けよう!

建物を活用するには片付けが不可欠!多くの家財が残ったままでは空き家になった時に売却や賃貸が難しく、片付けには時間も労力もかかるため放置されてしまいがちです。また、片付けが済んでいない建物は解体費用もかさんでしまいます。

家財の整理と処分は、所有者以外には判断が難しいものです。必要なもの大切なものは日ごろから少しずつ整理を心掛け不要なものは適切に処分しましょう。

### 皆さんの人生設計の中に、今住んでいる自宅や実家の「将来」は組み込まれていますか??

私たちを取りまく状況や生活スタイルは常に変化します。親や子では立場による考えの違いがあるかもしれません。自身のため、また大切な人たちのためにも、自分の考えを整理しておきましょう。

年末年始やお盆など、家族が集まるタイミングに話し合う機会をつくって大切な事を伝えたり一緒に不用品の整理をする時間をつくるのも良いですね。



次回は、「我が家の担い手!」について掲載します。

空き家・空き地に関するご相談は、地域創生課 0241-82-5220 まで